

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（４２２））
2. 日時：平成２９年１０月１１日 １３時３５分～１６時４０分
3. 場所：原子力規制庁 ９階Ｂ会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理管補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、正岡安全審査官、
穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長

（地震・津波研究部門）

福西技術参与

（システム安全研究部門）

笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他７名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム 担当

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「隣接事業所敷地に関係する審査案件等への対応」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<外部火災>

- 防潮堤に熱影響を与える可能性のある可燃物物品への対応について、森林火災による運用と可動する可燃性物品（タンクローリー等）に対する運用を整理して提示すること。
- 防潮堤に熱影響が及んだ場合のプラントの対応について整理して提示すること。

<竜巻>

- 緊急時対策所について、竜巻による隣接事業者の敷地から飛来する可能性のある車両に対する貫通及び裏面剥離防止に必要な厚さが確保されていると判断した詳細計算結果を提示すること。
- 隣接事業者からの飛来物の管理を不要としたことを踏まえて、竜巻防護に関する基本方針を整理して提示すること。

- 緊急時対策所について、竜巻に対する設計方針と43条（重大事故等対処設備）に定める要求事項を整理して提示すること。
- 使用済燃料乾式貯蔵建屋について、竜巻による影響評価を踏まえ、16条、27条及び29条の要求事項を満足していることを提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 隣接事業所の敷地に係る対応について（審査会合における指摘事項への回答他）
- ・ 森林火災による影響評価について
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）審査会合コメント回答
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（6条）外部火災関連）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））